

～国の重点支援地方交付金活用事業～
角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金の概要
(医療関係分)

1. 目的

物価高騰等対策として、医療施設等に対して、角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金（以下「特別応援金」という。）を支給することにより、市民生活に不可欠なサービスの担い手である医療施設等を支援するとともに、サービスの提供体制の維持に資することを目的とする。

2. 特別応援金の支給対象施設

特別応援金の支給の対象となる施設は、令和8年1月1日時点で所在地が市内にあり、次に該当するものとする。

ただし、申請日時点においてサービス等の提供を休止している医療施設等を除くものとする。

- 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する厚生労働大臣の指定を受けた保険医療機関及び保険薬局

3. 特別応援金の額

| 区分 | 支給額 |
|---------|-------------------------------|
| ア 病院 | 50,000円に令和7年4月1日現在の病床数を乗じて得た額 |
| イ 医科診療所 | 40万円 |
| ウ 歯科診療所 | 40万円 |
| エ 薬局 | 20万円 |

4. 申請受付開始日及び申請期限

申請受付開始日は令和8年2月9日（月）とし、申請期限は令和8年3月10日（火）とする。

5. 支給の申請

角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金支給申請書（様式第1号）により申請する。また、申請に際し、特別応援金という性質から迅速な交付が求められることから、角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金請求書（様式第3号）を併せて提出する。

なお、請求書の日付は空欄とし、振込先口座確認書類を添えて下記申請先へ郵送又は持参により提出する。

申請先：〒981-1505 宮城県角田市角田字柳町35番地1

角田市 市民福祉部 健康推進課 宛て

6. 支給スケジュール

- (1) 令和8年2月20日までに申請書及び請求書を受理した場合：3月中旬に支給する。
- (2) 令和8年3月10日までに申請書及び請求書を受理した場合：3月下旬に支給する。

7. 申請における留意点

振込先口座確認書類は、金融機関、口座番号、口座名義人が分かる「通帳又はキャッシュカードの写し」とする。

申請書等を書き損じてしまった場合は、下記角田市ホームページにて申請様式等を掲載しているので、活用されたい。

<https://www.city.kakuda.lg.jp/soshiki/12/24824.html>

トップページ > 組織でさがす > 市民福祉部 > 健康推進課 > 角田市物価高騰等対策医療・介護施設等特別応援金（医療関係分）を支給します

※介護施設等への特別応援金については、角田市市民福祉部介護支援課から別に通知しております。